

改 正 後	改 正 前
個⑥052 事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】 事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） この明細書は、青色申告者が平成21年6月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項、第4項及び第6項（平成21年改正前の租税特別措置法（以下「21年旧措法」といいます。）第3項、第4項及び第6項又は平成20年改正前の租税特別措置法（以下「20年旧措法」といいます。）第10条の4第1項第6号に係る部分を含みます。）に規定する事業基盤強化設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 なお、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第10条の4第3項、第4項及び第5項までに規定する事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合にも、この明細書を使用します。 この明細書は、事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。 なお、19年旧措法第10条の4第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける場合は、欄の上位に「（旧法）」と記載してください。 (2) 「②」欄及び「③」欄には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑦」～「⑩」、「㉔」～「㉚」及び「㉟」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第5条の6第10項に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。 (5) 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (6) 「⑨」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (7) 「⑪」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前のその年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (8) 「⑫」欄には、その年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (9) 「⑬」欄には、その年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (10) 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「㉔－㉚」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「㉔－㉚」の金額を記載します。 (11) 「㉞」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業基盤強化設備をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、19年旧措法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。 (12) 「㉟」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。）を記載します。 (13) 「㉢」欄には、「㉢」欄の記載がない場合には「㉟×㉚」の金額を記載し、「㉢」欄の記載がある場合には「㉟×㉢」の金額を記載します。 (14) 「設備の概要」欄には、その設備が事業基盤強化設備に該当することの詳細を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条の4、21年旧措法第10条の4、20年旧措法第10条の4、19年旧措法第10条の4、平成19年所法等改正法附則第67条、平成20年所法等改正法附則第35条	個⑥052 事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）【裏面】 事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） この明細書は、青色申告者が平成21年6月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項、第4項及び第6項（平成21年改正前の租税特別措置法（以下「21年旧措法」といいます。）第3項、第4項及び第6項又は平成20年改正前の租税特別措置法（以下「20年旧措法」といいます。）第10条の4第1項第6号に係る部分を含みます。）に規定する事業基盤強化設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 なお、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第10条の4第3項、第4項及び第5項までに規定する事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合にも、この明細書を使用します。 この明細書は、事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。 なお、19年旧措法第10条の4第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける場合は、欄の上位に「（旧法）」と記載してください。 (2) 「②」欄及び「③」欄には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑦」～「⑩」、「㉔」～「㉚」及び「㉟」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第5条の6第10項に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。 (5) 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (6) 「⑨」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (7) 「⑪」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (8) 「⑫」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (9) 「⑬」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (10) 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「㉔－㉚」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「㉔－㉚」の金額を記載します。 (11) 「㉞」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業基盤強化設備をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、19年旧措法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。 (12) 「㉟」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。）を記載します。 (13) 「㉢」欄には、「㉢」欄の記載がない場合には「㉟×㉚」の金額を記載し、「㉢」欄の記載がある場合には「㉟×㉢」の金額を記載します。 (14) 「設備の概要」欄には、その設備が事業基盤強化設備に該当することの詳細を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条の4、21年旧措法第10条の4、20年旧措法第10条の4、19年旧措法第10条の4、平成19年所法等改正法附則第67条、平成20年所法等改正法附則第35条